

令和3年4月13日
浅虫センター感染防止対策管理委員会
委員長・センター長 熊野 岳

他教育研究機関の実習等外部利用受け入れについて

【最初に】

- ・浅虫センターでは、令和2年6月5日付で大学本部に許可を受けた「他教育研究機関の実習等外部利用受け入れについて」に基づき、今後の外部利用受け入れを下記の通り行っていく予定である。
- ・下記の、外部利用受け入れの条件、利用時の感染防止対策、体調不良者発生時の対応、については、青森県を含む全国の行動指針および東北大学の行動指針の内容に応じて、今後変更の可能性がある。
- ・浅虫センターでは、全ての外部利用において各利用につきセンター教員1名を受け入れ担当教員として配置している。外部利用の責任者におかれましては、事前に受け入れ担当教員とご相談の上、利用に関して協力して感染防止にあたっていただきたい。
- ・事前に利用予定者へ配布する「センター利用の皆様へ」の内容も必ずご確認ください。

1. 外部利用受け入れの条件

イ) 青森県と東北大学が提示するコロナ感染症拡大防止策の基準を両者とも満たすこと。

・4月13日現在、東北大学はBCPレベル3にあり、「実技・実験・実習、及び学部1・2年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施する」とある。

➔ 東北大学生対象の実習および他大学・小中高校等の他機関の実習によるセンター利用を受け入れる。ただし、他大学・小中高校等の他機関の実習開催の可否については、他機関の行動指針に従う。受け入れの際は、受け入れ担当教員と事前に相談の上、下記の条件（移動の制限、宿泊の有無、地域住民への配慮）を考慮して、最終的に受け入れの可否を判断する。

・青森県からは「他の都道府県へ移動する場合は、感染症患者が多数発生している地域への移動は慎重に判断し、できるだけ避けるとともに、まん延防止等重点措置の実施区域への不要不急の往来は控えるようお願いします」とある（第38回新型コロナウィルス感染症に関わる危機対策本部会議 知事メッセージ（令和3年4月9日））。

- まん延防止等重点措置の実施区域を除く地域からの利用を受け入れる。受け入れの際は、受け入れ担当教員と事前に相談の上、下記の条件（移動の制限、宿泊の有無、地域住民への配慮）を考慮して、最終的に受け入れの可否を判断する。
- ロ) 宿泊を伴う外部利用については、宿舎で最大 2 名一部屋（カーテンによる部屋中央部での仕切りあり）での受け入れが可能な人数の場合（最大宿泊者数 12 名）は、十分に感染防止対策を施したうえで、利用を受け入れる。浅虫センター施設外で宿泊が可能な場合においても、実習と宿泊はワンセットとして扱う当センターのポリシーにより、実習室受け入れ学生数も最大 12 名とし、十分な感染防止対策を施したうえで、実習室における実習利用を認める。ただし、実習室利用最大人数については、実習内容に依って相談可とするので、事前に受け入れ担当教員と相談すること。
- ハ) 宿泊を伴わない県内からの実習利用の場合は、実習室受け入れ学生数を最大 16 名とし、十分な感染防止対策を施したうえで、実習室における実習利用を認める。
- 二) 地域住民への配慮（特に高齢者も多いこと）から、浅虫地区内の旅館、観光施設（浅虫水族館等）の再開等、地域全体での外来者受け入れのタイミングを考慮する。
- ## 2. 施設内感染防止対策
- ・実習による実習室の利用は、受け入れ学生人数を最大 12 名または 16 名（上記参照）に制限する。
 - ・実習室内での social distancing（各実習机に 2 人、計 12 名または 16 名の学生配置、実習デモでのデジタルコンテンツの利用等）と、室内の換気の徹底
 - ・室内換気は、30 分～1 時間毎に 5 分間実習室内窓を全開にする（夏場の暑い時期は冷房はつけっぱなしで良い）。強風でない、または気温が低くない場合は常時全開とする。
 - ・顕微鏡や実習器具を学生各々の専用とし、他学生と共にしないよう十分な数を準備する。
 - ・実習室での共用機器・物品・頻繁に手が触れるものの消毒（TA が実習中に頻繁に行う）
 - ・実習終了後の実習室の清掃と消毒の徹底
 - ・利用者（実習、その他の外部利用者全て）の来浅前 14 日間の健康状態チェック（風邪の症状+体温）
 - 異常ありの場合は受け入れを許可しない。
 - ・センター利用前の 14 日間に海外渡航歴があった場合、感染者や濃厚接触者と接触があった場合は利用を許可しない。

- ・研究棟/実習棟および宿舎へ入った際の石鹼と流水による手洗い・うがいの徹底、および、利用者訪問時の常時マスク着用の徹底（マスクは利用者側で用意）
- ・研究棟/実習棟の入り口、宿舎の入り口、食堂の入り口、宿舎内の1階と2階の手洗い場、宿舎内2階階段上がったところ、談話室への消毒液の設置
- ・訪問時毎日の健康状態チェック（風邪の症状+体温）（体温計は利用者側で用意）
- ・利用者食事での使い捨てプラスティック皿の使用
- ・必要な場合、食事時間を2交代制（交代時のテーブル消毒）
- ・対面での食事の禁止
- ・オードブル形式の食事（BBQ等）の中止
- ・宿泊を伴う利用者による浴室の利用は一人ずつ
- ・宿泊部屋、食堂・トイレ・浴室、の使用後の洗浄（利用者間で共用する設備（扉、冷蔵庫の取手等）は毎日、宿泊部屋内は退去後）と換気（宿泊部屋含めて毎日）
- ・宿舎の共用スリッパの使用禁止（利用者側で用意）

3. 体調不良者発生時の対策

別紙の「新型コロナウィルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図」に従う。

1. 利用者のなかで体調不良を訴えた者がでた場合は、浅虫センターが準備する隔離部屋にて経過観察（外出はしない、食事は部屋へ届ける）。県内からの利用者については自宅への帰宅を検討する。
2. 体調不良者が以下の条件を満たす場合は、県コールセンター（0120-123-801）または、青森市保健所（受診・相談センター、017-765-5280）に連絡し指示に従う。
 - ・呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状を持つ。
 - ・比較的軽い風邪の症状だが、
 - 1) 重症化しやすい病歴を持つ、または、2) 4日以上その症状が続く。
3. コールセンター・保健所に連絡の必要がある体調不良者が出了こと、およびコールセンター・保健所の指示内容を、次の利用予定者と、生命科学研究科新型コロナウィルス対策本部に連絡し、次の実習等外部利用受け入れの可否を決める。次の外部利用受け入れ開始前までに施設の洗浄・消毒を徹底する。
4. 感染の疑いがあると判断された場合は、医療機関による診察 → PCR検査へ
5. 体調不良者の隔離は、保健所または医療機関の指示により、センター内隔離部屋、または県保健所が用意する施設にて行う。
6. 復帰の目安
 - イ) コールセンター・保健所への連絡に至らなかった場合、症状が改善した後、復帰または帰宅
 - ロ) コールセンター・保健所へ連絡した場合は、これら機関の指示に従う。次の条件をいずれも満たすことが復帰・帰宅の目安となる。1. 発症後少なくとも8日

間経過していること、2. 症状が消失した場合は（解熱剤なしの状態で）、症状消失から 72 時間は経過していること、3. 咳や倦怠感等の症状が改善傾向にあること。

ハ) 医療機関による診察を受けた場合は、医療機関の指示に従う。利用予定期間を超えてセンター内隔離部屋にて経過観察することは可能。

7. 感染が判明した場合は、現在進行中の実習等外部利用の即中止およびその後の実習等外部利用受け入れの中止、宿舎・実習室の封鎖、保健所による濃厚接触者の調査および施設消毒